

小林建築事務所より引当額を委託したいと考えておる次第でございます。すなわち委託しておるのと申すか、予算が成立した一よりたうさ、その建設に務らなければならぬのでありますか、前にある校舎がじやまいかりますので、取り壊わさなければならぬのであります。この工事は田村建設に取次かたづけさせて、来月早々入札を行いたいかように考えておるわけであります。この条件はつぎの次の議会に正式議案として提出した。その審議願うたいと存じます。この際予め承願うたいかように考えております。以上を報告をいへば説明申し上げる。

議長（高橋千春）

こゝより質疑と行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

こゝにて質疑は終結したのであります。

議長（高橋千春）

おわかりつた一です。議案第五十八号は原案通り決するに、異議ありません。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

この異議なしと認めます。よる議案第五十八号は原案通り可決したのであります。

議長（高橋千春）

こゝにて暫時休憩をとりたいと思つておりますが、休憩するに、異議ありません。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

異議なしと認めて暫時休憩したのであります。

休憩 午前 九時五十分
用会 午前 十時十五分

議長（高橋千春）

休憩前に引き続き会議を行います。

十八番（石川信義）

日程第七に入る前に日程変更の動議を提出いたします。理由としては本日非常に忙しゅうと、日程第二項に留まっておるところの夏期手当に関する陳情書の方々が、本件に討する議会の傍聴かと思ふ。その使宜をばかり、日程第七の前に変更方をお願いいたします。

議長（高橋千春）

おはかりいたします。ただいま十八番議員より日程変更についての動議が提出されました。これに本議決をいたしますか。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

本異議ありと認め、日程の変更をいたして、日程第二項夏期手当に関する陳情書、陳情第一号を議題に供します。事務局長として朗読させていただきます。

事務局長（生田国利）

朗読

議長（高橋千春）

理事より本件に討する意見を代表願います。

町長（堀江清蔵）

ただいま本議決をいたして、事務局長から提出された夏期手当の陳情書について、まず、この朗読をすることには、いさぎよい、という理由は、承知のようである。国の方の決定としておね、従って今議決して

と正式に決定したという段階ではなくこの際廃止できるものなり廃止した方がこのおはなしかとす決議がなされておるのであります。以上でございます。

議長（高橋千春）

はかに質疑はございませんか、

二番（岩田博）

私も過去四年間在籍して、失付の生活状態を知っており、私が実際金と借りた人も尋ねてあり、私も体験したことでありますのでぜひともその三千円を貸していただくようにお願ひいたします。

三番（塩野鉄元助）

二千円は夏期手当についてたかず町長から説明がございましたが、国と都の指本がはいの心決めてはいとすこととすか町においてこの失付の額は大体秋吾利村に似ておるものと思つてます。この意味において福生町

はどの位おすかということと他の議長も考えられておると思つてます。一かー雨期が非常に早くきましてこの人達も天気でいはい所定の償金はただただと思つてますか雨がきかたために償金におそも少なかったと思つてます。この意味において福生町の財政等大変なまとも考えますか、ひきろだけ理事者においても便宜方をとるべきだと思つてます。それから三千円の償付けにおきましても今までの例はよくわかりますけれども、本年に限り雨期が早かったとすことと、八梅があつたとは言えないと思つてます。かような意味においてもこの三千円はぜひとも町長の御尽力により例年通り貸付けを願ひたいと思つてます。

四番（大久保一郎）

本件に対しては今までは国及び都を含めず、町一本で要請してきた問題でございますが、今回は国都を含め、その要請になつており、たかず町長さんの御説明通りだと考えますので、これについてはやはり建設委員会に付

秋一早期にこの問題を審議すべきだと考えます。先程岩田議員さん
塩野議員さんの方もおっしゃるような趣旨を含め、物価の高騰や、町の財
政も十分考慮に入って早期に審議すべきだと考えますので建設
委員会に付託を依頼いたします。

議長（高橋千春）

はい、質疑を終結いたします。

議長（高橋千春）

おはかりいたします。本件については建設委員会及び理事者による一任した
こと存じます。この点に異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

この異議なしと認め、さう決定いたします。

議長（高橋千春）

福生町議会
議事録

日程第七 福生町職員退職手当支給条例の全部を改正する条例について
議案第五十九号と議題に供します。事務局長として議長（朗読）を
してさせていただきます。

事務局長（生子国利）

朗読

議長（高橋千春）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

助役（篠崎俊夫）

議案第五十九号 福生町職員退職手当支給条例の全部を改正する条例について
この説明申し上げます。公務員が退職した場合の給付制度は二つの制度
によりなっております。その一つは従来から恩給と呼ばれておりまして、年
金制度であり、他の一つは町から支給いたします退職手当と称する一時金制度
でありまして、恩給と年金制度の二つの制度も従来は両者といた

わゆる恩惠的は給付の色彩が強かったのをいふことができます。特に恩給という年金についてはあつたかも知れないが公務員のためには与えられなかった特権であるというふうな性格と非常に強くもつてありまして、たまたま昭和五十年の十月に現在の国民健康保険制度と相俟つていふことが国の社会保障制度の一大支給とつれてありまして国民健康保険制度が確立されて、従来公務員のためには与えられてゐたかも知れない特権階級であるというふうな印象を与えてありました。恩給制度も存続させることは適當ではないのではないかという意見が政府内部においても支配的となつてきたのでありまして、その結果として国家公務員については二年前に恩給制度はなくなつたのをいふことができますが、地方公務員につきましても、昨年の十月一日から従来の恩惠的な恩給制度に代り新しい地方公務員共済組合制度と称する制度が定められたのをいふことができます。従来長い間、公務員にだけ与えられた特権的は恩給制度は廃止され、わがわが職員相互扶助による年金はもういふまでもなく

う趣旨の新共済組合制度が決定したのであります。町から共済組合又は従来の恩給組合へ払う納付金は恩給制度の當時は職員の給与の十分の一以下を町は組合に納付しなければならぬといふのでありまして、新共済組合制度に代つてからは、この十分の一以下に半分以下となり、そのかわり職員自身が組合に納付しなければならぬ。納付金の率が恩給制度の時には十分の一と納付のいふことが、新共済組合に代つてからは給料の十分の一以下に納付のいふことが、町から納付する金額は半減し職員の納める金額が倍以上にあつたといふことは多わけであります。やはり公務員と一般の勤労者と同じふうなわがわが自身の手で年金を相互扶助によるものという理想の現われであり、大きな変革があつたといふことができます。退職年金制度については根本的に制度の改正があつたのであります。その結果として従来恩惠的は給付制度が二つあつたのですが、片方はなかりましたのか給付制度としてやめた時にもう一つ退職年金だけに

はつたわけであります。従つて国においても新しい事態に對照して昨年
公布された地方公務員共済組合、この中の附則において先程事務局長
長が朗讀したように国家公務員に對してその退職手当を引き上げ、
それに伴つて地方公務員共済組合においても地方公務員の退職手当を国家
公務員と同じように引き上げるよう努力しなければならぬという法律
の規定が設けられたわけであります。いろいろかえつてわが福生町の現行職員
退職支給条例は三十三年の十月に全文改正をいたしましたのであります。大抵
甲一と甲二のように退職給付制度の根本的改正からまたこの全文
改正をしなければならぬことになつたわけでありまして都を通じて
自治省から条例文章が参りましたので、それに伴つて新条例案
を即提出甲一と甲二の次第でござります。内容は国家公務員退職手当
制度と全く同一であります。大抵附則において若干国家公務員より上
けである所もあるようではございますが、福生町においては国家公務員と同

に内容に於ておることをそのお含めおされたいと存じます。それでは
内容を逐条的に甲一と甲二を申し上げます。まず第二条にこの目的と云ふ
第二条には退職手当を支給するべく職員の範囲を規定したと云う
ところのあたりが、現行と違つた点は正規職員のしか支給
対象であつたのが、今回の改正でその支給範囲を拡大し臨時職員
あるいは非常勤職員等にも退職手当を支給するところの点に
ござります。次の第三条から第五条までは退職手当の支給日であり
さうして、第三条の普通退職の場合、現行の支給率よりも五年勤
続を三割五分、二十年勤続を五割増と改められております。なお勤続報
酬としての性格を明らかにするため四条で新たに条項を設け長期
勤続の場合における退職手当は第三条の普通退職手当よりも
支給率を三割五分をさうとするものゝことといたします。次の第五条で
整理退職の場合とか長期勤続者の勧奨という退職あるいは公務との

傷病又は死による退職とつたようは特殊の場合の支給率を定めた規定でありまして、このうち該当する場合に普通退職手当よりも五割増しを支給しようとするものである。なお公務外の死又は傷病による退職手当については、現行では五割以内加算して支給するものと規定がなつてゐる。この点については、今回の改正で公務外の傷病又は死による退職手当については、理論的には優遇する必要は認められないの意はないかとつて、公務外の死又は傷病については普通退職と同様の取り扱いとつておきたい。次の第三條は公務上の傷病又は死による退職である。これは公務外の傷病又は死であるのと規定する。規定をみると、大抵の心算です。次の第七條は、新しい規定であります。職員員の退職手当の最高限、退職時の給料月額額の三倍以上は支給しない旨を定めておきたい。この点も、具体的に申し上げてお

ますと、給料月額額の三倍とつて長期勤続者の勤しう退職の場合で、二十年四月一般退職の場合は四年勤続の最高限とつておきたい。それ以上は退職手当はとれないとつておきたい。次の第八條から第十一條までは、退職手当の算定基礎とつて勤続期間の計算に関する規定でありまして、このうち条項におつて退職手当の具体的な計算方法を細かく規定してあるの点も、この点も、申し上げておきたい。これは、今回の改正で国の方針に基き、国家公務員においては、地方公共団体の公務員から福生町の職員とつた場合には、前住地におつて退職手当をもらはなかつた時には、前住地の在職期間と福生町の在職期間に通算する措置を講じなければならぬとつておきたい。そのかわり、第三條に申し上げて、新しい規定を設けて引き続き、他の地方公共団体のあるいは国の職員とつた場合には、原則として福生町におつては退職

手当を支給しはむ向うのやそ一そうとつうことになり、向うで通
算するものに作るわけがあります。次の第ニ条は退職手当の支給
制限に関する規定でございます。たとえば懲戒免職と政治犯
に因りて禁固以上の刑に処せられた場合には退職手当は支給しは
む旨を規定したものである。次の第ニ条、第ニ条は条文は長
いので、二二に申しますと、労働基準法にあるいは失業保険法
にありて義務づけられております一般勤労者に対する退職金の最低基
準額よりこの条例に基いて計算した金額が下まらうような場合は
は労働基準法にあるいは失業保険法で定められている最低基準
額だけには退職手当として支給するところの規定であります。第ニ
回条は遺族に支給する場合の規定であり、次の第ニ条は刑事
事件の起訴された場合に於てその判決前に退職した時は禁
固以上の刑に科せられたるのひびきはつきりしていませんので、もー

禁固以上の刑に科せられた場合には退職金は出さないのであります。こ
の判決が確定するまでは退職手当は支給しない旨を定めようとするも
のであります。次の第ニ条は先程申したとおり、福生町職
員が国又は他の地方公共団体の職員となつた場合には行き先の国又は
地方公共団体で退職手当の通算規定を設けてある場合には、福生町
としてはこの条例により退職手当は支給しないということも定めてあるも
のでございます。次の第ニ条は、この条例で規定する以外の細かい
事項の決定は町長の定める規則に従う旨の規定でございます。最後に
附則としてつう書いておりますが、簡単に申すと、この条例は地方
公務員共済組合法の適用日である十二月一日から施行するものと、そのは
か国又は地方公共団体の退職手当制度との均衡とあるいは地方公務員
共済組合が施行している前からつとめてつる職員の起算権を保障する
ことを目的に、今までの条例によつた方が退職手当の率が一とつうよ

うな場合には旧条例の規定によつて支給する料のうち経過措置
と規定つた大次第であります。大要長も条例でありますので、説明
も長くはなされ縮めますが慎重に審議つたとき速やかに東栗通りや
可決あらんことをお願つた一です。

議長(高橋千春)

こいより質疑と行います。

ハ十一番(大久保一郎)

ただいま助役さんから詳しい説明を伺つたのであります。が第三条中、そ
の者が左の各号に掲げるものに該当する時は同項の規定にかゝら
ず同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じ
て得た額とする、とあるのです。私が解釈にいくつのはつきりした説
明を願いたいと思つます。

ハ助役(藤崎俊夫)

これは第三條において一年以上十年以下については一年につき百分の百、十
一年以上二十年以下については一年につき百分の百十、二十年以上三十四年以
下については一年につき百分の百二十と規定してありますので、第三條
の三項において十年以下でやめた場合、この率でつきますとよすきると
言う問題が起きて参りますので、十年以下でやめた場合には第三條で一
年につき百分の百とばえておりますか、一年以上五年以下の場合には百分
の百の百分の百と

ハ十一番(大久保一郎)

要するはよくわかるのですが、条文の、前項の規定にかかると言うのなら
わかりますが同項の規定に係わらず同項の規定により計算した額と、そ
の次に当該各号に掲げる割合とあるが、この条文に合うか合わないかということ
であります。

ハ助役(藤崎俊夫)